平成２８年（再イ）第３８号
神奈川県横須賀市小原台７番19号
再生債務者　徳原　拓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月９日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再イ）第４５号
札幌市東区東苗穂９条１丁目11番７号
再生債務者　鈴木由佳里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２５号
さいたま市岩槻区上里１丁目１－46ラヴィエール302（住民票上の住所）埼玉県鴻巣市神明１丁目５番22号
再生債務者　金子　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第４７号
横浜市泉区岡津町115番地１　レジデンス山手台104
再生債務者　山岸　秀由
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第６号
愛知県尾張旭市印場元町５丁目２番地19
再生債務者　和田　雅仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３３号
名古屋市中川区長須賀３丁目201番地　ダイアパレス伏屋弐番館306号
再生債務者　半田　保男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第６３号
名古屋市中村区烏森町５丁目76番地　アムール白浜405号
再生債務者　前田　理帆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２号
京都府舞鶴市字森250番地府営住宅11棟204号
再生債務者　森下　優治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
京都地方裁判所舞鶴支部再生係

平成２９年（再イ）第１０７号
大阪府吹田市岸部北１丁目６－15－308
再生債務者　山崎恵梨香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第１８号
札幌市西区西野５条５丁目５番２号
再生債務者　川﨑　令子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１号
福井県敦賀市莇生野53号125番地
再生債務者　坊　広世志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２９年（再イ）第３号
福井県敦賀市開町３番11－２号
再生債務者　才田　正明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２９年（再イ）第６号
愛知県蒲郡市西浦町女松山146番地３
再生債務者　高山　英裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
名古屋地方裁判所豊橋支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第６号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶に基づく社会実験として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年６月 23 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

休憩施設等への一時退出に係る社会実験に関する割引

１．割引をする自動車
　４．に定める指定インターチェンジから流出し、中日本高速道路株式会社が指定する休憩施設等で無線通信を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ２．０車。

２．割引を適用した後の料金の額
　本割引を適用した後の料金の額は、１．に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

３．実施する期間
　平成29年６月24日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

４．指定インターチェンジ
　第二東海自動車道横浜名古屋線の新城インターチェンジ。

５．割引相互間の適用関係
　本割引を適用した後の料金の額に、平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間１．⑵に定める割引を適用するものとする。